

【令和6年度・10月以降版】

稲城市中小企業融資のご案内 (小口事業資金・小口零細企業資金)

運転・設備導入・店舗改装・開業の資金に。



稲城市 経済課 商工係
〒206-8601 稲城市東長沼 2111 番地
☎042-378-2111(内線 674)
<http://www.city.inagi.tokyo.jp/>
(HP より申請書類をダウンロードできます)

●信用保証料の一部または全額補助

資金の使途	運転・設備資金	緊急運転資金	開業資金
信用保証料	支払い後2分の1 都(または市)が補助 ※1	支払い後、全額補助 (2分の1を都が補助、 残り2分の1市が補助)※2	支払い後、全額補助 (3分の2を都が補助、 残り3分の1市が補助)

※1 小口事業資金の運転設備資金と小口零細企業資金の運転設備資金(貸付期間3年以下分)については市が2分の1補助。小口零細企業資金(貸付期間3年超)については、都が2分の1補助。

※2 小口事業資金の緊急運転資金については市が10/10補助

●利子の一部補助

資金の使途	運転・設備資金	緊急運転資金	開業資金
事業主負担	年 0.988%	年 0.222%	年 0.738%
市負担	年 0.987%	年 1.253%	年 0.737%

※稲城市外への転出、廃業、当初の返済計画に変更があった等(一括繰上完済を除く)、返済内容に著しい変更があった場合、変更日以降利子の補給はいたしませんのでご注意ください。

※注意※

○金融機関及び信用保証機関の審査によりあっせんが不調となること、貸付額が申請金額より減額される場合があります。

○申請多数により、予算予定額に達した場合(見込み含む)、受付を中止することがあります。

●ご利用いただける方

基本要件 ※取扱い金融機関に事前相談後、市へ申請をお願いいたします。

次の要件を全て満たす中小企業者。※開業資金については(1)の要件は適用されません。

- (1)稲城市内で同一の事業を引き続き1年以上営んでいる(東京信用保証協会の保証対象業種に属するもの)
- (2)当該事業を営むための許可等を受けている(又は、受ける)
- (3)市税が賦課され、かつ、これを滞納していない※2 また、その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと※3
- (4)事業内容が堅実であり、適切な事業計画を有し、融資あっせん制度により貸付を受けた資金の償還及びこれに係る利子の支払の見込みが確実である。
- (5)現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為等を行わない。

※2 市税が賦課されないことにつき市長が定めるものを除く

※3 ただし、完納の見通しが立つ場合などはこの限りではない

運転・設備資金

基本要件の(1)から(5)までを全て満たす中小企業者

緊急運転資金

次の(1)及び(2)を満たす中小企業者

- (1)融資対象の基本要件を満たす。
- (2)最近 3 か月間(申込月の前々月を含める)の売上実績が前年同期と比較して、10%以上減少している。

開業資金※初めて開業される方が対象です。

次の要件を備えていなければならない。なお、事業については東京信用保証協会の保証対象業種であり、かつ事業規模等は中小企業者の範囲内であることを要する。

(1)次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して稲城市内で創業しようとする具体的計画を有し、融資対象の基本要件の(2)から(5)までを全て満たす。

イ 中小企業者であり、稲城市内で創業した日から、1年未満(個人で創業し、同一事業を法人化した者で、個人で創業した日から1年未満の者を含む。)であり、融資対象の基本要件の(2)から(5)までを全て満たす。

(2) 代表者の住所が、稲城市内に継続して1年以上ある。

●融資の種類と条件

(※貸付利率は、令和6年8月9日現在の短期プライムレート最頻値を基礎としています)

資金の用途		運転・設備資金	緊急運転資金	開業資金
限度額※4		2,000万円	400万円	1,000万円
融資期間 (据置6ヶ月を含む)		7年以内	5年以内	7年以内
貸付利率		1.975%	1.475%	1.475%
連帯 保証人	個人事業主	原則不要		
	法人事業主	代表者個人 (金融機関及び保証協会が認める場合不要)		
償還方法		毎月元金均等払い		

※4【限度額】

- ・同種類の事業資金については、融資限度額から申請時点における貸付残高を差し引いた額の範囲内で、融資を受けることができます。
- ・運転・設備、緊急運転の各資金は、相互に重複して融資を受けることができます。
- ・借り換えにはご利用いただけません。

●取扱金融機関

令和6年2月26日現在

金融機関	電話	金融機関	電話
川崎信用金庫 稲田堤支店	044-944-3170	多摩信用金庫 永山支店	042-356-2511
川崎信用金庫 新百合丘支店	044-952-2838	多摩信用金庫 府中支店	042-366-8211
きらぼし銀行 稲城支店	042-377-1321	多摩信用金庫 稲城矢野口支店	042-379-3451
きらぼし銀行 若葉台支店	042-331-0088	多摩信用金庫 桜ヶ丘支店	042-374-2781
きらぼし銀行 稲城向陽台支店	042-378-5811	みずほ銀行 稲城中央支店(※)	03-6631-9555
きらぼし銀行 稲田堤支店	044-281-0102	みずほ銀行 調布支店(※)	03-6631-9555
きらぼし銀行 新百合ヶ丘支店	042-734-3748	城南信用金庫 稲城支店	042-377-7011
さわやか信用金庫 稲城支店	042-377-3811	山梨中央銀行 府中支店(※)	042-324-3750
さわやか信用金庫 矢野口支店	042-378-2961	東京南農業協同組合 稲城支店	042-377-6002

※東京南農業協同組合 稲城支店は小口事業資金・個人事業主のみ取扱い

※みずほ銀行稲城中央支店・調布支店の融資に関する問い合わせ先は「みずほ銀行エンゲージメントオフィス」(03-6631-9555)へ変更となりました。

※山梨中央銀行府中支店の融資に関する問い合わせ先は、「山梨中央銀行国分寺支店」(042-324-3750)へ変更となりました。

●申込み必要書類 ※各証明書は3ヶ月以内に発行されたものに限ります。

申請は郵送にて受付します。窓口での提出も可能ですが、お預かりのみとなります。審査は1週間～10日程度お時間を頂いておりますので、ご注意ください。結果は郵送で送付いたします。

必須申請書類（法人）	部数	チェック欄
①申請書(法人用)	1部	<input type="checkbox"/>
②法人市民税の納税証明書(※開業資金を除く) ※稲城市発行の納税証明書が必要です。課税証明書ではありません。	1部	<input type="checkbox"/>
③保証人(代表者個人)の市民税納税証明書 ※課税証明書ではありません。 ※開業資金以外は東京、神奈川、千葉、埼玉、山梨県内の自治体発行の納税証明書であれば可。開業資金は稲城市発行の納税証明書のみ可能。	1部	<input type="checkbox"/>
④履歴事項全部証明書(写し可)	1部	<input type="checkbox"/>
⑤直近事業年度の決算書の写し(税務署受付印のある確定申告書、決算書、勘定科目明細書の控えのコピー)	1部	<input type="checkbox"/>
⑥承諾書	1部	<input type="checkbox"/>
必須申請書類(個人)		
①申請書(個人用)	1部	<input type="checkbox"/>
②申請者個人の市民税納税証明書 ※稲城市発行の納税証明書が必要です。課税証明書ではありません。	1部	<input type="checkbox"/>
③直近年度分の確定申告書・内訳書のコピー	1部	<input type="checkbox"/>
④承諾書	1部	<input type="checkbox"/>
運転・設備資金申請【法人①～⑥、個人①～④】		
+【設備資金のみ】⑦見積書または契約書等の写し	1部	<input type="checkbox"/>
緊急運転資金申請【法人①～⑥、個人①～④】		
+ ⑧緊急運転資金融資対象該当届	1部	<input type="checkbox"/>
開業資金申請【法人①～⑥、個人①～④】		
+ ⑨事業計画書(指定様式)	1部	<input type="checkbox"/>
+ ⑩住民票(世帯一部、本籍・続柄省略)	1部	<input type="checkbox"/>

※非課税者は納税証明書が発行されないため、申請前に経済課までご相談ください。

●手続きの流れ

